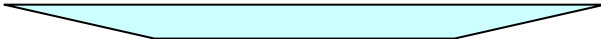


知北平和公園組合環境保全行動計画 (第3次)

(地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3の規定に基づく実行計画)

平成23年3月

知北平和公園組合



目 次

1	行動計画の改定	1
	(1) 計画改定の背景と経緯	1
	(2) これまでの取組結果	2
	(3) 計画改定の要点	2
2	基本的事項	3
	(1) 計画の目的	3
	(2) 計画の期間	3
	(3) 計画の対象とする事務・事業	3
	(4) 取組みの進め方	3
3	取組みの目標	4
	(1) 環境配慮等の取組に関する目標	4
	(2) 温室効果ガスの総排気量の削減に係る目標	4
	(3) 平成16年度組合における事務・事業別の温室効果ガス排出量	4
4	具体的な取組み	5
5	取組みの推進	8

1 行動計画の策定

(1) 計画策定の背景と経緯

組合では、昭和 54 年の発足以来、施設の建設には自然緑地を活用し、造成地には可能な限りの植栽を実施するなど緑地面積の拡大を図り、地域の自然環境に融和する施設建設に心がけてきました。また、環境に配慮した事務・事業の取組みについても、組合構成市町の環境保全計画などを積極的に取入れ、環境に配慮した取組みを自主的に進めてまいりました。

こうした中、人類の生存基盤に重大な影響を及ぼすと懸念されている地球温暖化問題が重要な環境問題の一つとしてクローズアップされてきました。

地球温暖化対策の国際的な取組の進展の中で、平成 11 年 4 月に我が国の地球温暖化対策推進の枠組などを定めた「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体に対しても「温室効果ガスの排出の抑制のための措置に関する計画（実行計画）」を策定することが義務付けられたことから、組合では平成 13 年 2 月に「知北平和公園組合環境保全行動計画」を策定し温室効果ガスの排出抑制に取り組んできました。

そして、平成 17 年 2 月、京都議定書が発効されたことにより、地球温暖化対策における各地方公共団体自らの率先的な取組みの意義が一層の高まりを見せる中、平成 17 年 4 月に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」等の趣旨を踏まえ、これまでの取組内容や目標を見直すなど、「第 2 次知北平和公園組合環境保全行動計画」の策定を平成 17 年 6 月に行いました。（以下「旧計画」という。）

その後、国内外で地球温暖化問題に関する取組みが進展する中、平成 21 年 4 月には、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の改正法（改正省エネ法）及び「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正法（改正温対法）が施行され、地方公共団体を含めた事業者のエネルギー対策、地球温暖化対策の強化が求められるようになりました。

こうした社会動向の変化を踏まえ、取組の一層の推進を図るため「第 3 次知北平和公園組合環境保全行動計画」を策定いたします。

(2) これまでの取組結果

旧計画では、平成 17 年度から平成 21 年度までを計画期間として、環境配慮等の取組を対象とした 5 項目について様々な取組みを進めてきました。この内、数値目標を設定した 5 つの細項目については、公用車燃料使用量を除く 4 項目で、基準年度比 5 %以上削減の目標を達成できませんでした。

また、温室効果ガスの総排出量の削減に関しては、基準年度（平成 16 年度）に対し +7.4%(H16 係数) となり目標を達成することができませんでした。

平成 21 年度の取組結果

環境配慮等の取り組みに関する目標

項目	細項目	取組結果 (対基準年度)	目標 (21 年度) (対基準年度)	状況
資源・エネルギーの使用に関する取組	コピー用紙の使用枚数	+33.2%	5%以上削減	未達成
	水道使用量	+165.9%	5%以上削減	未達成
	電気使用量	-0.65%	5%以上削減	未達成
	公用車燃料使用量	-38.5%	5%以上削減	達成
	ガスの燃料使用量	+16.0%	5%以上削減	未達成

※基準年度＝平成 16 年度

温室効果ガスの総排出量の削減に係る目標

項目	細項目	取組結果 (対基準年度)	目標 (21 年度) (対基準年度)	状況
ガソリン 都市ガス 電気 自動車走行量	Co2 換算合計	+7.4%(H16 係数)	5%以上削減	未達成

※基準年度＝平成 16 年度

(3) 計画改定の要点

紙の使用量削減については、これまでコピー用紙の使用枚数を指標としてきまし

たが、近年増加傾向にあるプリンター等の用紙使用量も対象とする必要があるため、「コピー用紙の使用枚数」に替えて「用紙の購入量」を新たに取組項目とします。

2 基本的事項

(1) 計画の目的

組合自らが事務・事業を行うに当たって、率先して取り組むべき環境への配慮について定めた、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3に規定する「地方公共団体実行計画」として位置づけます。

(2) 計画の期間

平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

(3) 計画の対象とする事務・事業

計画に基づく環境配慮等の取組みは、組合が行う全ての事務・事業において実施します。

(4) 取組みの進め方

取組みに当たっては、全ての事務・事業において計画的・継続的な環境への負荷の低減を図るため、取組みに関する数値目標や取組内容を定め、これに基づき環境配慮等の行動を実践し、継続的な改善を図ります。

3 取組みの目標

目標については、より積極的に取り組むため、環境配慮等の取組みに関する目標及び、組合の事務・事業から排出する温室効果ガスの総排出量の削減に係る目標を設定し、総合的な取組みを行います。

(1) 環境配慮等の取組みに関する目標

項目	細項目	目標 (26年度) (基準年度比)	(参考) 基準年度(21年度実績)
1 物品購入等に関する取組み	用紙類の購入	(コピー用紙) 実施済・継続して使用する	(コピー用紙) 古紙配合率 高めのもの 白色度 低めのもの
	低公害車の導入	購入する車両は低公害車または低燃費車とする	低公害車は50% (2台中)
	環境保全型製品(エコ商品)の購入	実施済・継続する	実施済
2 施設の整備・維持補修に関する取組	工事副産物の再利用率	継続する	アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊は、原則として100%再利用 建設発生土は、他事業者との協議により100%再利用を目指す
3 資源・エネルギーの使用に関する取組	用紙購入量	5%以上削減 *1	13,222 枚/年
	水道使用量	5%以上削減 *1	3,536 m ³ /年
	電気使用量	5%以上削減 *1 (火葬用を除く *2)	47,374kwh/年
	公用車燃料使用量	5%以上削減 *1	491 ℓ/年
	ガスの燃料使用量	5%以上削減 *1 (火葬用を除く *2)	17,237 m ³ /年
4 廃棄物の排出に関する取組	廃棄物の減量化	さらに削減	削減
	紙類のリサイクル率	さらに向上	向上
5 植栽・樹木の保全に関する取組	植栽の推進	植栽本数の増加	高木 5,269 本 低木 46,863 本
	樹木の保全	さらなる緑化推進	裸地の緑化 マツクイムシの被害防止

*1 平成21年度現状値に対する目標です。

*2 「火葬用」とは、火葬炉の稼動に使用される電気や燃料です。

(2) 温室効果ガスの総排出量の削減に係る目標

電気・燃料の使用、自動車の運行及び廃棄物の焼却に伴って排出される温室効果ガスの総排出量(二酸化炭素換算値)を、平成26年度において平成21年度の排出量から5%削減します。

*火葬炉の稼動に使用される電気や燃料を除く。

(3) 平成21年度組合における事務・事業別の温室効果ガス排出量

(単位 kg/年)

種類 活動内容	二酸化炭素 排出量	メタン		一酸化二窒素		CO ₂ 換算量の合計
		排出量	CO ₂ 換算量*	排出量	CO ₂ 換算量*	
電気・燃料の使用 (火葬用を除く)	58,118					58,118 (98.0%)
自動車の運行	1,140	0.08	2	0.21	65	1,207 (2.0%)
合計	59,258 (99.9%)	0.08	2 (0.0%)	0.21	65 (0.1%)	59,325 (100.0%)

- (注) 1 総排出量の削減に係る目標に関連した活動に伴う温室効果ガスの排気量のみを示した。
 2 CO₂換算量(*)は、法施行令第4条に定める地球温暖化係数を乗じて算出した。
 3 ()内は、割合(%)を示す。

4 具体的な取組

計画の目標を達成するため、具体的な取組項目を定め、計画の着実な推進を図ります。

1 物品購入等に関する取組み
(1) 再生紙の使用拡大
①用紙類は、古紙配合率が高く、白色度の低い再生紙を選択する。
(2) 環境に配慮した事務用品等の率先購入
①環境負荷の少ない製品・エコ商品の購入をする。
②紙製事務用品は、古紙配合率の高い製品を選択する。
③ボールペンなどは、詰め替え可能な製品の選択をする。
(3) 低公害車・低燃費車の導入
①公用車の更新は、低公害車または低燃費車とする。
(4) 省エネ、節水型機器の選択
①OA機器、照明器具、電化製品等は、省エネタイプのものを選択する。
②水道設備等は、節水型のものとする。
(5) 容器・包装材、その他
①組合が購入する製品は、包装の簡素化を指示する。
②液体洗剤などは、詰め替え可能な製品を購入する。
2 施設の整備・維持補修に関する取組み

(1) 省エネの推進
<ul style="list-style-type: none"> ① エネルギー効率の高い空調、照明を採用する。 ② 太陽光発電設備の導入など自然エネルギーの活用をする。
(2) 水利用の合理化
<ul style="list-style-type: none"> ① 感知式洗浄弁、節水コマなどの節水器具の導入を図る。 ② 透水性舗装の採用等により、かん水を節約する。
(3) より環境負荷の少ない工事の実施
<ul style="list-style-type: none"> ① 設備機器は、環境負荷の少ないものを採用する。
(4) 環境負荷の少ない工事の実施
<ul style="list-style-type: none"> ① アスファルト、コンクリート廃材の再利用率 100%とする。建設発生土は、他事業者との協議により 100%再利用を目指す。 ② 環境にやさしい工事を行う。 ③ プリカット資材、再生利用可能な資材の使用に努める。 ④ 建設資材は再生利用材料を使用する。 ⑤ 木材型枠の使用を避ける。 ⑥ 廃棄物の適正処理を図る。 ⑦ 工事の施工は使用車両の削減、低公害車両の使用を促す。
(5) 修理・解体段階での環境配慮等
<ul style="list-style-type: none"> ① 建築物の解体・廃棄にあたっては、分別回収を徹底し再資源化を図る。
3 資源・エネルギーの使用に関する取組み
(1) 組合におけるエネルギー使用量の削減
<ul style="list-style-type: none"> ① 電気使用量を 5%以上削減（火葬炉用を除く）に努める。 ② ガスの使用料 5%以上削減（火葬炉用を除く）に努める。 ③ 空調温度の適温化（冷房 28℃以上、暖房 20℃以下）に努める。 ④ 不要な照明機器の消灯に努める。 ⑤ 使用しないパソコン・プリンター等の電源はこまめに切る様に努める。
(2) 公用車の燃料使用量の削減
<ul style="list-style-type: none"> ① 低公害車等の導入により公用車の燃料使用料を 5%以上削減に努める。 ② 公用車には、不要な荷物の積載をしないように努める。 ③ 公用車運転時には、空ふかし・急加速等をしないような運転に努める。

(3) 節水の推進

- ① 節水により水道水の使用量を5%以上削減に努める。
- ② お手洗いの施設更新・修理時に男性用には自動洗浄装置付に交換し、女性用には消音用メロディ装置導入により、使用水量を抑制する。また、施設改良時には、雨水等の再利用を併用するよう努める。

(4) 用紙類等の使用量の削減

- ① 用紙購入量を5%以上削減する。
- ② コピーは両面コピーを原則とする。
- ③ 書類印刷は両面印刷を原則とする。
- ④ 事務のペーパーレス化を進める。
- ⑤ 使用済用紙の裏面活用、封筒の再利用、使用済用紙の再利用に努める。
- ⑥ 文書、資料等の共有化を図る。

(5) 備品等の有効利用

- ① 備品等はできる限り有効利用を図る。

(6) 環境汚染物質の排出削減等

- ① 排出ガス削減のため、出張等は公共交通機関、自転車の利用に努める。
- ② 通勤時の自家用車使用の自粛を促す。
- ③ カジュアルデー・ノーネクタイ等を推奨し、服装による体温調節を心がけ、併せてブラインド等の適切な使用でエアコン使用日数を削減する。
- ④ 汚水処理施設の管理等を適切に行う。
- ⑤ 使い捨て製品の使用を自粛する。
- ⑥ 火葬時における棺内への副葬品を入れないよう啓発することによって、火葬使用燃料減少と排出ガスを削減する。

4 廃棄物の排出に関する取組み

(1) 廃棄物の減量とリサイクルの促進

- ① 廃棄物の排出抑制に努める。
- ② 組合から出る廃棄物を削減する。
- ③ 紙類のリサイクル率向上に努める。
- ④ 分別収集を徹底するためリサイクル箱を設置する。

(2) 有害物質等の適正処理

	<ul style="list-style-type: none"> ① フロン、ハロンの適切な回収、処理を図る。 ② フロン等を使用した製品を更新する時は、オゾン層を破壊をしない適切な製品を購入する。(自動車・エアコン・冷蔵庫等)
5	<p>植栽・樹木の保全に関する取組み</p> <p>(1) 敷地内及びその周辺の自然環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 敷地内の緑化を推進する。 ② 環境に配慮した緑化、水辺環境の保全を進める。 <p>(2) 管理段階での環境配慮等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 敷地内樹木の維持管理を徹底する。 ② 裸地の緑地化を進める。
6	<p>その他</p> <p>(1) 職員の環境保全行動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 職員は、環境に配慮しながら日常の事務・事業を推進する。 ② 積極的に職場環境の改善提案を行い、環境保全を推進する。

5 取組みの推進

計画の推進・点検・評価にあたっては、愛知県及び組合構成市町との情報の共有を図りながら、定期的な取組状況の点検を行い、計画の実施状況を取りまとめます。

計画の実施状況の結果については、毎年公表していきます。